



年金からの国民健康保険税の

お支払いについて

10月から国民健康保険税の年金からの特別徴収(天引き)が始まります。特別徴収とは、年金給付額からあらかじめ国民健康保険税が徴収されるものです。

特別徴収の対象となる方は、次の3つの条件を全て満たす世帯の世帯主です。

- ①世帯主を含む(擬主を除く)国保被保険者全員が65歳以上75歳未満の世帯主の方
- ②世帯主が年額18万円以上の年金(障害年金、遺族年金を含む)を受給している方
- ③国保税と介護保険料の合計額が年金受給額の1/2を超えない方

特別徴収(年金からの天引き)対象者には7月に徴収額などを記載した文書を送付してありますのでご確認ください。

※擬制世帯主

国民健康保険の各種届出や国保税を納める義務は、世帯主にあります。

従って、世帯主が国保の加入者でない場合でも家族の中に国保の加入者がある場合は、これらの義務を負うことになります。

このような国保の加入者ではない世帯主のことを「擬制世帯主」といいます。この場合には、世帯主の所得などは国保税の課税の対象にはなりません。

口座振替によるお支払いについて

10月に年金から特別徴収でお支払いいただく予定となっている方のうち、次の要件を満たす方は、口座振替による納税が可能となります。ご希望の方は、期間内に申し出てください。

口座振替に変更できる要件

(次の①及び②を満たす方)

- ①平成18年、19年度の国民健康保険税を延滞なく納税している方

- ②平成20年度以降の国民健康保険税を口座振替により納税していただくお約束ができる方

申出期間 8月15日(金)まで

※年金からお支払いいただく方には、7月の通知では、申し出期間を7月31日(木)までとお知らせしましたが、8月15日(金)までに変更となりました。

申出方法

- ①既に口座振替により国民健康保険税を納税している方は、税務課備え付けの申出書により税務課へ申し出てください。

- ②口座振替をご利用されていない方は、預金口座のある金融機関で国民健康保険税の口座振替手続きを行ってから「口座振替依頼書」の控えをお持ちのうえ、税務課備え付けの申出書により税務課へ申し出てください。

問合先

○特別徴収による納税について

市民生活課年金・医療担当

○口座振替による納税について

税務課 市民税担当

長寿医療制度(後期高齢者医療制度)の保険料を口座振替でお支払いいただけます

長寿医療制度の保険料について、すでに年金からお支払いいただいている方、または10月より年金からお支払いいただく予定となっている方のうち、次のいずれかの要件を満たす場合は保険料を口座振替でお支払いいただくことが可能となります。

要件

- 国民健康保険の保険税を確実に納付していた方(本人)が口座振替により納付する場合
- 世帯主または配偶者がいる方(年金収入が180万円未満の方)でその口座振替により納付する場合

手続方法

金融機関窓口にて保険料の口座振替手続きを行ったうえ「ご本人控え」をお持ちになり、市民生活課年金・医療担当の窓口へ申し出てください。

※口座振替への変更を希望される場合は、事前に市民生活課年金・医療担当にご確認ください。

その他

- 8月15日(金)までにお申し込みの方は、10月から口座振替となります。その際、10月上旬に今後の納期が記載された納入通知書を送付しますので、ご確認ください。
- お申し込み後速やかに10月分の年金からのお支払いを中止する手続きを行いますが、期日を過ぎてのお申し込みの場合は、10月分の中止手続きに間に合いませんので、お申し込みの時期により12月分以降の年金から中止させていただくことになります。

口座振替により後期高齢者医療保険料を支払う場合、世帯全体の所得税及び個人住民税の負担額が下がります

長寿医療制度においては、保険料を特別徴収(年金から天引き)された場合、特別徴収された方の所得税及び個人住民税に限り社会保険料控除が適用されますが、10月以降、口座振替により保険料を支払った場合には、保険料を負担された方に対し社会保険料控除が適用されますので、世帯全体の所得税及び個人住民税の負担額が下がる場合があります。

問合先 市民生活課 年金・医療担当